委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	愛媛県		
3. 市区町村名	松山市		
4. 届出番号	4		
5. 独自利用事務の事例番号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyo.html		

執行機関名 松山市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項 第1号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	松山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成8年要綱第27号)第 1条

⑥事務の趣旨又は目的	活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給	第1条 この要綱は、 <u>身体障害者</u> が就労等のため取得した自動車の改造を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で <u>身体障害者用自動車改造費助成金</u> (以下「助成金」という。) <u>を交付</u> するために必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		松山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成8年要綱第27号)